

年金記録問題について

すがや いさお
菅家 功

自治労・企画局長

本誌が発刊される時にはすでに参議院選挙結果が明らかになっているが、今回の参議院選挙ではいわゆる「年金記録問題」が争点の一つとしてたたかわれた。とくに「5,000万件の未統合記録問題」については、国民の多くがそうした実態に驚愕すると同時に、この問題を通して年金制度に対する信頼を大きく損ねることとなった。社会保険職場の多くの職員を組織する労働組合として、その責任の一端を負っている立場から深く反省し、一刻も早い問題の解決と、信頼される年金制度の実現にむけ全力を挙げる決意をまず明らかにしたい。その上で、当該労組とともにこの間、マスコミなどに対応してきた経験から、この問題についての私見を述べたい。

筆者はもちろんのこと当該労組の役員も、被保険者・受給者を特定できていない「未統合記録」が5,000万件にものぼることは夢想だにできなかったことではあったが、「未統合記録」それ自体については、最終的に年金請求の際に「申請・届出」に基づいて被保険者ごとの加入記録として統合整理されるものとして認識され、永年にわたって制度運営がされてきた。しかし、この「認識」とその背景にある「制度」が、実態としては誤謬に満ちたものであり、非現実的なものであることが白日のもとにさらされた。例えば、国民年金と厚生年金の各制度内の異動であれば「年金手帳」は一冊で済むはずのものが、実際は転職などにより複数冊を保有するケースが多々あることや、手帳そのものの紛失

や「記憶違い」などにより「申請・届出」が正しく行われるとは限らず、そうした場合であっても「申請・届出」された請求に基づき「裁定」されることになる。そして、社保庁の保有する年金記録にさえ「誤り」があるケースが存在することも明らかとなったのである。

介護保険制度が導入されてすでに久しいが、この制度の設計に際しては国民的な議論が巻き起こった。筆者もその当時に連合に出向して担当する機会を得たが、介護保険制度の導入を目指した当時の厚生省のうたい文句は「措置から権利としての福祉制度へ」であった。すなわち、措置制度＝行政処分としての福祉サービスから、社会保険の被保険者たる国民が保険料拠出の反対給付として介護サービスの提供を受けられる、権利としての福祉サービスへの転換がうたわれたのであった。もちろん、こうした介護保険制度導入の意義について否定されるべきではないが、同じ社会保険制度でありすべての国民が確実に受給する機会を得る公的年金制度において、こうした社会保険制度のもつ「権利性」が、実際には軽んじられていたことの重大性が強く認識されなければならない。現在、政党の側から「年金通帳」や「社会保障カード」などといった提案がなされているが、公的年金制度においてこそ、「事業所」を通じた「記録管理」から被保険者＝国民一人一人の権利を確保する制度へと抜本的な転換を図っていかなければならない。